

あきる野市教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 26 年 3 月 25 日 (火)
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 4 時 07 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 10 号 | あきる野市教育基本計画(第 2 次計画)の策定について |
| 日程第 2 | 議案第 11 号 | あきる野市教育委員会感謝状贈呈基準の策定について |
| 日程第 3 | 議案第 12 号 | あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱について |
| 日程第 4 | 議案第 13 号 | あきる野市指定文化財の指定について |
| 日程第 5 | 議案第 14 号 | あきる野市指定天然記念物の指定の解除に関わる諮問について |
| 日程第 6 | 報告事項(1) | あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について |
| 日程第 7 | 報告事項(2) | 平成 25 年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について |
| 日程第 8 | 報告事項(3) | あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会設置要綱の廃止について |
| 日程第 9 | 報告事項(4) | あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱及びあきる野市社会教育関係団体登録要綱の一部改正について |
| 日程第 10 | 報告事項(5) | 五日市ファインプラザの休館日の変更について |
| 日程第 11 | 教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委員長 | 山城 清 邦 |
| 委員長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委員 | 丹 治 充 |

委員	宮田正彦
教育長	宮林徹

7 欠席委員 なし

8 事務局出席者	教育部長	鈴木恵子
	指導担当部長	新村紀昭
	生涯学習担当部長	山田雄三
	教育総務課長	小林賢司
	教育施設担当課長	丸山誠司
	指導担当課長	千葉貴樹
	学校給食課長	木下義彦
	生涯学習スポーツ課長	関谷学
	スポーツ・公民館担当課長	岡野要一
	国体推進室長	橋本恵司
	図書館長	松島満
	指導主事	梶井ひとみ
	指導主事	加藤治紀

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（山城清邦君）

皆さんこんにちは。今年度最後になります。3月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

それでは、議事日程に従い進めてまいります。

会議録署名委員につきましては宮田委員と丹治委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第10号あきる野市教育基本計画（第2次計画）の策定についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第10号あきる野市教育基本計画（第2次計画）の策定についての議案を上程いたします。

説明は教育部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子）

提案理由でございますが、教育基本法に規定される教育振興基本計画として、別紙のとおりあきる野市教育基本計画（第2次計画）を策定するので、委員会の承認を求めるところでございます。

平成26年2月1日から3月3日までのパブリックコメントを経まして、本日提出させていただきます。

詳細は教育総務課長から説明いたします。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、あきる野市教育基本計画（第2次計画）につきましてご説明させていただきます。

教育基本計画（第2次計画）につきましては、教育委員、社会教育委員、小中学校PTA連合会の代表者、公立小中学校校長会の代表者、市職員で構成した教育基本計画（第2次計画）策定検討委員会で教育基本計画（第2次計画）（案）を策定し、1月の定例会においてご承認をいただきました。その後、2月1日から3月3日までパブリックコメントを実施しました。パブリックコメントの結果につきましては、2名の方からご意見を頂戴し、集約いたしました。

なお、1月定例会でご承認いただきました第2次計画（案）につきましては、内容の変

更はございません。

それでは、提出された意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方についてご説明させていただきます。

2人の方からのご意見を項目に分けまして、意見の概要と教育委員会の考え方に区分をいたしました。項目につきましては、基本施策ごとに15項目に区分をしております。

まず1つ目でございますが、いじめ不登校0「ゼロ」への挑戦についてでございます。いじめは構造的であり、数値目標は一人歩きするので、削除すべきという意見でございます。教育委員会の考え方でございますが、数値はその時点の背景を検証するため必要な根拠の一つと考えておりまして、計画の実施には具体的数値目標は必要であるというふうに考えます。

次に、項目2の豊かな人間性を育む教育の推進についてでございます。修身科の轍を踏まないように意を尽くすべきという意見でございます。教育委員会の考え方でございますが、本計画で示すように、人権教育の視点に立ちまして全教育活動を通じて豊かな人間性を育む教育を充実させますということでございます。

次に、項目3の子ども読書活動の推進についてでございます。学校図書館の蔵書率を早急に引き上げること、「使用回数を10%増加」という根拠のない数値は削除すべきという意見でございます。教育委員会の考え方でございますが、蔵書については計画的整備をしていくと。数値についても目標値であり、読書活動の充実に向けた取組に対する検証値となるということでございます。

次に、項目4の学力向上対策の強化についてでございます。「都学力調査」、「補充学習」について、弊害が多く、中止した「全国一斉学力テスト」の愚を繰り返さないということという意見でございます。本調査は、東京都教育委員会が、学習指導要領に示されている目標及び実現状況及び「読み解く力に関する内容」の定着状況を把握し、指導方法の改善に結び付けることにより、児童・生徒一人一人の「確かな学力」の定着と伸長を目的として実施しているものであり、結果を基に補充学習等を行い、学力の定着と向上に努めるという教育委員会の考え方でございます。

次に、項目5の学力向上対策の強化についてでございます。「小中一貫教育の中で学力向上対策を明確にし」とあるが、従来小学校と中学校は一貫した教育である。単に受験に特化した学力向上とも見受けられる。見直しが必要ではないかという意見でございます。教育委員会の考え方でございますが、従来小学校と中学校は学習指導要領に基づき一貫性のある教育を実施してきました。本市が推進する一貫教育は、小中学校の教員が児童生徒の長所や課題を分析し、共有して9年間を見通した学習指導計画や生活指導を充実させていくもので、受験勉強に特化したものではないというものでございます。

続きまして、項目6の体力向上・健康増進に向けた取組についてでございます。中学生「東京駅伝」の実施による体力向上策の実施において、大会の参加・不参加の決定については学校に委ねられるべきという意見でございます。教育委員会の考え方としましては、本市の体力向上策は、小中一貫教育を踏まえ、各中学校区を中心に全児童生徒が取り組み、「東京駅伝」への参加はその一部であり、大会に参加する選手の選抜は市内の6中学校に委ねているということでございます。

次に、項目7の特別支援教育の推進についてでございます。この基本施策7の特別支援教育の推進については、6項目の意見をいただいております。

まず、7年間の目標の文中にある「身に付けた能力を更に高めるとともに、生活や学習上の困難を改善し、克服するための適切な指導や支援を進めることが重要です。」との表記については、個人の能力を伸ばすことにより障害の克服・軽減を図るという医療モデルに基づいた考え方であり、障害者権利条約で提唱されている社会モデルではないため、不適切であるというご意見でございます。教育委員会の考え方でございますが、本市では一人一人を大切にする特別支援教育の推進を考え方の基本として教育施策を展開しております。文中の表記につきましては、学校教育法第72条に基づいた表現であり、不適切な表記とは考えておりませんということでございます。

次に、項目8の3年間の目標で、「校内委員会の充実について」の表記が重複しているというご意見でございます。これは重複しておりますので、「各校の校内委員会を」で始まる方を削除いたします。

続きまして、項目9の3年間の目標の中の「各学校の実態等に即して、巡回相談員や専門医を派遣するとともに、特別支援学級（固定）には介助員を配置します」とあるが、この計画に合わせて特別支援学級に配置する介助員については、特別支援学級に通う子どもたちのことをしっかり学んだ人を配置するなど、人的環境の整備が必要ではないか、という意見でございます。教育委員会の考え方としましては、特別支援学級の介助員については、特別支援教育の知識をもつ人材の全学級配置は難しいことから、同学級の教員から指導助言を受け、経験の中で専門性を高めていきます。今後は夏季休業日中に実施する特別支援教育にかかわる研修への参加を促していきますというものでございます。

次に、項目10の副籍・共同学習は圧倒的に日数が少なく、親への負担の上に成り立つ構造なので、地域での基盤づくりにおいて高い効果が見込めない。あきる野市としての具体的な運用法を計画的に盛り込んでほしいという意見でございます。教育基本計画は教育全般に係る7年間の計画であるため、個々の具体的な内容ではなく、大きく方向性を示しています。副籍交流事業や共同学習については、平成26年度に策定を予定しております「特別支援教育推進計画（仮称）」の中に東京都のガイドライン等を踏まえ示していきたいと考えておりますという教育委員会の考え方でございます。

続きまして、項目11の第1次計画で示されていた「相談支援ファイル」について、第2次計画では示されていないがなぜかという意見でございます。この意見に対しましては、「相談支援ファイル」の作成や活用等については項目9と同じで、平成26年度に策定する「特別支援教育推進計画（仮称）」に盛り込んでいきますということでございます。

次に、項目12の2014年の「障害者権利条約」批准を受けて、①「障がいがあるなど特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全児童・生徒を対象として、一人一人が必要な指導や支援を受けられる教育を推進します」と強調されている。内容はすばらしいが障がいのある子どもへの支援が希薄と感じると。②として、障害者権利条約批准を受けての教育委員会の見解が、本計画では全く見えてこない。あきる野市の障がい児に対する教育委員会の取組が遅れが生じ、不利益を被る市民がでる。③としまして、就学相談の判定については、中度等から重度障害をもつ子どもたちは東京都に任せ、あきる野市では受

け入れてくれないといった気持ちにさせられる。分離教育の推奨は、障がい者差別に当たると思われることから、障害種別や程度にかかわらず、すべての児童が地域の普通学級や特別支援学級・通級へ通える体制整備を計画に入れてほしいという意見でございます。

まず、①につきましては、すべての子どもに等しく必要な指導や支援を行っていくことを示していますので、障がいのある子どもへの支援が希薄になるということはないというものでございます。②につきましては、本計画においては、項目7や①で示したとおり、今年1月の批准以前から障がいのある子どもたちに対する教育施策を実施していますというところでございます。③につきましては、本市では一人一人を大切にする特別支援教育の推進を考え方の基本としており、個々の児童生徒に必要な指導や支援を受けられる教育環境を提供するという視点で就学相談を実施しており、本事業については項目10で示したとおり平成26年に策定を予定している「特別支援教育推進計画（仮称）」に盛り込んでいきますというものでございます。

続きまして、項目13の教員の資質・能力の向上でございます。「毎年5人以上の東京教師道場部員や都研究員を輩出できる学校体制の確立」とあるが、5人以上の表記を削除すべきというご意見でございます。この意見に対する教育委員会の考え方としましては、教員は教育基本法第9条により「自己の崇高な使命を深く自覚し絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」とされており、この表記はその取組過程の目標値の一部と考えているというところでございます。

続きまして、項目14の学校施設・設備の整備についてでございます。新学校給食センターのPFI事業導入は、市の関与が間接的になり、安全な給食の保障がないため反対ですというご意見でございます。この意見に対する教育委員会の考え方としましては、PFI事業導入後も、食材の調達・検収、献立作成は市が責任を持って実施し、調理指示等管理体制も確実に構築し、安全な給食の提供に努めるというところでございます。

項目15、平成27年度に五日市開架終了とあるが、利用者が本を直接手にとれる開架式は残すべきというご意見でございますが、ここで表記する五日市開架終了とは、図書館資料のICタグ化を進める中で、現在開架している図書に対するICタグ化の終了を示しているというところでございますので、変えるということではございませんということで、15項目でございます。

パブリックコメントの結果につきましては、4月1日から30日間市のホームページ、市役所情報公開コーナー等で公開する予定でございます。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

この件について何かご質問ございますか。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

提出された意見の概要とそれに対する教育委員会の考え方が市役所のホームページに掲載されるということなんですか。

教育総務課長（小林賢司君）

そうです。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

意見を提出された個人の方に対してではなく、ホームページ上でこの考え方を掲載するということによろしいのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

そうです。この形のものが掲載されます。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

わかりました。ありがとうございます。

委員長（山城清邦君）

ホームページと実際の公開の両方があるのですね。

教育総務課長（小林賢司君）

そうです。市役所の情報公開コーナー等で公開する予定です。

委員長（山城清邦君）

パブリックコメントの記録というのはずっと残るものなのですか。計画書が公開された後も。

教育総務課長（小林賢司君）

事務局で消さない限りは残っています。去年学校給食センターのパブリックコメントを実施しましたが、それもまだ掲載されています。別に、計画書もホームページで見られるようになっています。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問は。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

これで基本計画に関する手続が終了して、これでもう完成ということになるのでしょうか。

鈴木部長。

教育部長（鈴木恵子君）

本日の決定をもってこの策定が完了になります。

本日承認いただけましたら、議会にも報告書を提出させていただきたいと考えております。

委員長（山城清邦君）

議会には報告ということですね。

教育部長（鈴木恵子君）

はい。

委員長（山城清邦君）

策定に関しては長い時間かけて、皆さんいろいろ知恵を絞られて、いいものができたと思います。大変どうもご苦労さまでございました。

質問がないようでしたら、質疑を終了いたします。

それでは、議案第10号あきる野市教育基本計画の策定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第1議案第10号あきる野市教育基本計画の策定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2議案第11号あきる野市教育委員会感謝状贈呈基準の策定についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第11号あきる野市教育委員会感謝状贈呈基準の策定についての議案を提出いたします。

説明は教育部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

教育部長。

教育部長（鈴木恵子君）

提案理由でございますが、あきる野市の教育、学術、技術、スポーツその他文化の振興に功労があった個人若しくは団体又は善行が市民の模範であると認められる個人若しくは団体に対し、感謝状を贈呈するため、あきる野市教育委員会感謝状贈呈基準を策定することについて、委員会の承認を求めるものでございます。

教育総務課長から説明させていただきます。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、あきる野市教育委員会感謝状贈呈基準につきまして概略を説明させていただきます。

まず、目的、第1条でございます。この基準につきましては、あきる野市の教育、学術、技術、スポーツその他文化の振興に功労のあった個人若しくは団体又は善行が市民の模範であると認められる個人若しくは団体に対する感謝状の贈呈に関し、必要な事項を定めることを目的としております。

次に、贈呈の基準、第2条でございます。感謝状の贈呈につきましては、あきる野市表彰条例、あきる野市感謝状贈呈基準、又はあきる野市青少年善行表彰基準の規定による表彰又は感謝状の贈呈に該当しないもので、別表に定める基準を満たしているものに対して行うものでございます。

それでは、裏面の別表をご覧ください。種別につきましては9項目から成っております。

1としまして、教育委員の職にあった者で、基準が教育委員として4年以上その職

にあり退職した者でございます。

2としまして、市立学校の校長又は副校長の職にあった者で、基準が市立学校の校長又は副校長の職にあり、退職をした者でございます。

3としまして、教育委員会が任命又は委嘱をした非常勤の特別職の職にあった者で、基準としまして、非常勤の特別職として6年以上継続してその職にあり、退職した者でございます。

4としまして、市立学校の教育活動を支援するもので、基準が教育活動を10年以上継続して支援をし、その功績が顕著な個人又は団体でございます。

5としまして、青少年のスポーツ、音楽、その他文化活動の振興・発展に功労があった者で、基準が市内の小・中学校及び高等学校の教員等で、おおむね3年以上継続して、その指導により児童・生徒を、スポーツについては関東大会以上、音楽その他文化活動については都大会以上に参加させた者でございます。

6としまして、伝統文化活動への功労があった者ですが、基準が東京都又はあきる野市の指定無形（民俗）文化財の指定を受けている市内の芸能等の保持団体の指導者として10年以上継続して従事し、その功績が顕著な個人でございます。

7としまして、スポーツ又は芸能等の文化活動において特に優秀な成績を上げたもの、基準としまして、全国規模等の大会等に出場した個人又は団体でございます。

8としまして、教育の普及又は振興において特に功績があったもので、基準が教育の普及又は振興のために50万円以上の現金又は換価額で時価50万円以上の物品を寄附した個人又は団体。なお、50万円に満たない寄附が数回に及ぶ場合においては、その累積範囲を5年間とするものでございます。

9としまして、その他、教育委員会が特に必要と認める個人又は団体でございます。

附則としまして、この基準は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきます。

委員長（山城清邦君）

説明ありがとうございました。

何かご質問がありましたらどうぞ。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

青少年のスポーツの項目、関東大会以上というのは優秀な成績を上げないと該当にならないかと思うのですが、例えば今回パラリンピックに出場した森井大輝選手は、7番のほうで該当になるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

森井大輝選手の場合は、あきる野市表彰条例のほうに該当すると思われれます。

委員長（山城清邦君）

今たまたま話が出ましたけれども、感謝状の体系といいますか、一番栄誉ある表彰というのはどちらになるのですか。

鈴木部長。

教育部長（鈴木恵子君）

市としては市民表彰が一番上位になります。教育関係についてはこれまで規定がありませんでしたので、教育で功労のある者を対象に市としての表彰以外に基準を設けられたらと。

教育長（宮林 徹君）

青少年の善行表彰があるよね。これは上の位置づけでやっていくわけだよね。

教育部長（鈴木恵子君）

善行表彰については、主に児童生徒が優秀な成績をとった場合が対象になっておりまして、25歳以下が対象年齢となっております。そこに該当するのは既に規定もあり、長い間表彰もしておりますので、それ以外を対象にということで今回感謝状の基準をつくりました。

委員長（山城清邦君）

今まで市の表彰規程では対象とならなかった分野ということですね。

教育長（宮林 徹君）

そうですね。そういう人たちを対象にということですよ。

委員長（山城清邦君）

別表の2番の市立学校の校長または副校長の職にあり、退職した者というのは、こちらの左の種別のほうでは市立学校の校長または副校長の職にあった者になっています。例えば異動されて、ほかの市町村へ行って退職した場合はどうなるのでしょうか。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

あきる野市教育委員会の感謝状なので、市内で退職した方が該当になります。

委員長（山城清邦君）

退職時にあきる野市の市立学校にいた場合という意味ですね。

教育総務課長（小林賢司君）

毎年5月の歓送迎会のときにお渡ししている感謝状贈呈がこちらになります。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

補足をさせていただきます。先ほどご質問の中でスポーツ関係、森井大輝選手のお話ありがとうございました。あきる野市にはあきる野市民栄誉賞というものがございます。こちらは特に学術、芸術、文化、スポーツ等の分野において国際的に功績が顕著であったと認められる者または団体に対して行うものになります。森井大輝さんについては市民栄誉賞第1号として授与されております。スポーツ分野においては、市としては一番の賞になります。

以上です。

教育長（宮林 徹君）

もう一つ、別表5のところで、青少年のスポーツ、音楽その他文化活動の振興・発展に功労があった者として、市内の小中及び高等学校の教員が対象になるので、菅生高校と五

日市高校と秋留台高校、あきる野学園の教員で該当する者も対象になるんだよね。
教育総務課長（小林賢司君）

該当します。

教育長（宮林 徹君）

菅生高校には3年以上指導している先生はたくさんいるよね。

委員（丹治 充君）

そういう方は東京都の表彰も該当しますよね。

教育長（宮林 徹君）

東京都とか国とか、また別の問題で、あきる野市としてはしたいと、そういうことですね。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

お話を聞いていますと、生徒というよりはその指導者や教育活動に貢献をしてくださっている方を対象とするという理解でよろしいでしょうか。

教育部長（鈴木恵子君）

はい、そのとおりです。

委員長（山城清邦君）

他にご質問ありましたらどうぞ。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第2 議案第11号あきる野市教育委員会感謝状贈呈基準の策定については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第11号あきる野市教育委員会感謝状贈呈基準の策定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第12号あきる野市文化財保護審議委員会委員の委嘱についてを上程いたします。本件は人事案件ですので、非公開で会議を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、非公開で会議を進めます。

= 非公開 =

委員長（山城清邦君）

質問等がないようですので質疑を終了いたします。

日程第3 議案第12号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

それでは、議案第12号あきる野市文化財保護審議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第13号あきる野市指定文化財の指定についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第13号あきる野市指定文化財の指定についての議案を提出します。

生涯学習担当部長から説明いたします。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

提案理由でございます。平成26年2月21日付、あ教生発第59号によりあきる野市文化財保護審議会に諮問をした珠陽院の巳待供養塔、五日市の市神様の2件について、平成26年2月27日付で答申がありましたので、あきる野市文化財保護条例第26条第1項の規定によりまして、あきる野市有形民俗文化財に指定をしたいので、委員会の承認を求めるものでございます。

説明につきましては生涯学習スポーツ課長からいたします。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

別紙1をご覧ください。まず1点目です。指定の種別、有形民俗文化財。名称及び員数、珠陽院の巳待供養塔1基。所在地があきる野市瀬戸岡511番地でございます。所有者が宗教法人珠陽院。年代が享保12年（1727年）です。石質が砂岩（伊奈石）、地元で採れます伊奈石でございます。規模は、塔身、基礎がここに記載したとおりのものがございます。8の指定理由、市内には約2,600基の石像物が存在するが、巳待供養塔は2例が確認されているのみであり、また多摩地域でも非常に数が少ない。珠陽院の巳待供養塔は正面に弁財天を浮き彫りにした山状角柱の刻像塔であり、この形も大変珍しく、弁財天の彫刻も希少である。石材は市内の横沢を中心に産出された伊奈石が使用されている。過去に欠損して接合されてはいるものの、風化が少なく状態が大変良好で、銘文から享保12年（1727年）に瀬戸岡地域の人々によって祀られたことがわかる。地域の人々の信仰を伝える貴重な文化財であるということでございます。

続きまして、別紙2をご覧ください。指定の種別、有形民俗文化財。名称及び員数、五

日市の市神様1基。所在地があきる野市五日市110番地1。所有者が不詳、占有者はあきる野市でございます。年代は不詳、中世末から近世初頭の可能性があるということでございます。石質が珪石。規模が、高さ85センチ、最大径が60センチの自然石でございます。8の指定理由、五日市の市の始まりは定かではないが、江戸時代後期の地誌「新編武蔵国風土記稿」に紹介された天正2年（1574年）の古記録の中には「五日市」の名が既に見える。江戸時代になると、炭の取引により市は大変栄え、通り沿いには多くの炭問屋が軒を連ねていた。この「市神様」は五日市の市の繁栄を願って祀られていたものといわれ、かつては五日市68番地付近にあったと伝えられている。自然の石をそのまま使用し、銘文などがなかったために祀られた年代等は明らかではないが、承応2年（1653年）の古記録に、五日市村に新市を立てて市祭りを行ったことが記されていることから、このときには既にこの石が市神として祀られていた可能性が高い。明治時代の初め、道路の改修に伴って阿伎留神社境内に安置されていたが、平成15年の五日市ひろばの整備に伴って同敷地内に移され、今も地域の人々によって大切に祀られている。五日市の市の繁栄を祈った地域の人々の信仰を伝える貴重な文化財であるということでございます。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

以上、説明がありました。質問ありましたらどうぞ。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

貴重な文化財ということで指定をされるわけですが、指定後の周知について教育委員会ではどのようなことをされるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

指定という行為は、第一義的にはその文化財の価値を損ねないように所有者にさまざまな義務を課すというようなところがあります。市民にその価値を広く知っていただいて、もちろん所有者にとってもですが、見て、活用していただくというような趣旨もでございます。例えば珠陽院の境内にある巳待供養塔ですと、所有者のご協力をいただきながら、雨がかからないような覆いを建てていただけるようお願いをしていくということが1つ、あとは、広く市民に文化財を知っていただくために現地に説明板などを立てていけたらなと考えております。これも予算を伴うものになりますので、すぐにはできませんが、その辺も所有者の協力を得ながら、市民の方が市の歴史の情報を学びやすくするための取り組みをしていけたらなと考えております。

委員長（山城清邦君）

文化財公開の謝礼というのがありますよね。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

市の指定文化財の所有者に、年間、管理公開謝礼というものを、1件1万円、予算措置しております。指定されたばかりですので、来年度以降所有者に対して保存に対する理解

を深めていけたらと思っております。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今、あきる野市の指定文化財はいくつくらいあるのでしょうか。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

資料が手元にございませんで、詳細はわかりませんが、およそ百何十件かと思えます。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

前回の定例会の際にガイドブックなどあるんですかとお伺いしたかと思えますが、休日など五日市近郊でハイキングされている方は非常に多いので、文化財をめぐるハイキングやウォーキングコースなどといった形で活用していければ、文化財のPRにもなるし、市民の方にも知っていただく良い機会になるのではと思えました。せっかく説明板を立てるということであれば、文化財をめぐるハイキングコースをつくって、PRをしていくことができたらいかなと思えます。

委員長（山城清邦君）

地図がありませんでしたか。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

今まで文化財を紹介したコースの地図もございます。また、観光担当課と連携して、「あきる野の街 あきる野」をコンセプトに今さまざまな情報発信をしております。観光担当課で発行する資料の中にも積極的にそういったものを入れていただくように、連携しながら取り組んでおりますので、今回指定になった文化財も広く知っていただくため取り組んでいけたらなと考えております。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ぜひお願いします。

委員（宮田正彦君）

質問ではないんですが、五日市郷土館にはかやぶき屋根がありますよね。ほかの市は、大体管理人がいないようで、いろりがあっても火を焚いていないところがほとんどで、焚いているところのほうがかえって珍しい。ハイキングに行かれる方も多いですし、そういう点でも、興味ある方いっぱいいらっしゃるのでPRできるところは積極的にしていくといいかなと私も思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

これはご意見ということでよろしいでしょうか。

委員（宮田正彦君）

はい。意見として結構です。

委員長（山城清邦君）

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

確かに古民家は復元して、お話のあったとおりに開放して見ていただくだけのものと、中に管理人がいて、いろいろで火を焚くものもございます。いろいろで火を焚くことで、虫よけになります。家は人が住んで空気を通さないとどんどん傷んでいきますので、そういったためにも必要かと思えます。入ったときにいろいろのにおいがすることで昔の生活様態の復元という意味もございます。あのにおいがあって昔の古民家の生活を感じていただくという大きな意味合いもございます。五日市郷土館には管理人を置きまして、いろいろを焚いております。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

はい。

委員長（山城清邦君）

特に珠陽院の巳待供養塔は伊奈石で、先ほど関谷課長もおっしゃったように風化が激しい石ですから、早く覆いをつくっていただくようお願いしたいと思います。

私のほうから2つ質問があります。1つは、巳待供養塔というのは確かに珍しいと思いますので、一体どういうものなのかご説明願えればということと、それからもう一つは、市神様ですが、指定理由の中段に、承応2年の古記録に、五日市村に新市を立てて、市祭りを行ったことが記されていることから、このときには既にこの石が市神として祀られていた可能性が高いと書いてありますが、このときに祀られていた可能性があるぐらいの記載の方がいいのかなと思いました。市が始まってから石が立つということも論理的には考えられるので、市が盛んになったからこの石を祀ろうという流れも考えられなくはないので、高いというよりも、可能性があるぐらいの記載のほうがいいのかなと私としては感じました。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

まず、巳待の意味ですがお日待ちの一種でございます。巳の日は弁財天を祭る縁日ですが、弁財天が川の神様であり、蛇をイメージすることから巳の日になったと考えられております。お日待ちとは一般的にその日にみそぎをして、精進をし、夜明かしをするということが主でございます。巳待も巳の日に信仰を持った地域の人たちがこもって、身を清めてお祈りしたりして、夜を明かすということが一般的に考えられる習俗でございます。

五日市の市神様につきましては、指定理由にございますように承応2年に新市を立てて市祭りを行ったという記録はあるんですが、実際には市自体はもっと古くからやっていたものと考えられております。この新市を立ててというのは、江戸の町が整い、それまでと違って炭市として栄え始めたことで行われた市祭りなんです。それまでももちろんやっておりましたが、江戸の町が整ってから五日市は炭の需要が高まり、市が非常に栄えたということなので、市祭りを行ったということです。市祭りを行うというのは、1つには、もちろん市神様に依り代におりてきてもらって、市の繁栄、公正な取引を願うということ、また、五日市で市をやっているんだという対外的なアピールといった要素がございます。五日市は伊奈の市と市争いを繰り返してきた土地柄でございます。そういった、うちの

ほうが本当の市だという、いわばそういったアピールの行為という意味も多分にございました。

先ほど申し上げたとおり市祭りをするというときには、市の神様におりてきてもらうわけですから、当然そこには依り代としての何らかの対象物があるはずでございます。この石が恐らくそのときには既にあつて、そういった祭りが行われていたんだろうと思います。ただ、先ほど申し上げたとおりそれ以前から当然市はございましたので、記録的に見られるのはこの部分ですが、それ以前からそういった祭りが行われて、市神様が祀られていたというのは十分考えられるところでございます。

委員長（山城清邦君）

詳しい説明ありがとうございました。

ほかにご質問は、よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。日程第4 議案第13号あきる野市指定文化財の指定については、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。日程第4 議案第13号あきる野市指定文化財の指定については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第14号あきる野市指定天然記念物の指定の解除に関わる諮問についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第14号あきる野市指定天然記念物の指定の解除に関わる諮問についての議案を提出します。

生涯学習担当部長から説明をいたします。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由についてご説明いたします。

宗教法人慈勝寺（あきる野市草花1811）より、下記物件につきまして文化財の滅失等の届がございました。このため、あきる野市文化財保護条例第39条第5号の規定によりまして、あきる野市文化財保護審議会に諮問したいので委員会の承認を求めるものでございます。

記書きの下でございます。1、指定の種別、天然記念物。2、名称及び員数、慈勝寺のタブノキ1本。所在地、あきる野市草花1811。4、所有者、宗教法人慈勝寺、あきる野市草花1811。5、滅失の理由でございます。平成26年2月15日の大雪により倒壊したためということでございます。

こちらにつきましてもう少しご説明いたしますと、2月の2回目の大雪のとき、指定さ

れていたタブノキが雪の重みで2方向に折れました。1つがお寺の本堂に枝がぶつかりまして、本堂が壊れてしまいました。もう一方の枝が隣のトイレのほうに倒れまして、もし人がいたら相当危険だったという状況もありまして幹の根元から切り落とさなくてはいけませんでした。タブノキであれだけの幹回りがあるということで天然記念物になっていたんですが、根元から切ってしまったので、今回残念ですが滅失届が所有者から出されたので諮問をさせていただきたいと。

説明については以上でございます。

委員長（山城清邦君）

樹齢はどのくらいと推定されていたんでしょうか。

関谷課長。

生涯学習スポーツ課長（関谷 学君）

樹齢はわかりません。この樹木は昭和50年に指定をされたものなんですが、その当方で樹高が17メートル、幹回りが4.1メートルという計測数字がございました。

委員長（山城清邦君）

恐らく今回の大雪で影響のあった一番大きな建物被害だったのかもしれませんが。

質問はいかがでしょうか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。日程第5 議案第14号あきる野市指定天然記念物の指定の解除に関わる諮問については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。日程第5 議案第14号あきる野市指定天然記念物の指定の解除に関わる諮問については、原案のとおり承認されました。

議案は以上ですので、報告事項に移ります。

日程第6 報告事項（1）あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いいたします。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、報告事項（1）あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正につきましてご説明をさせていただきます。資料につきましては改正した箇所のみのもので、新旧対照表でございますが、説明につきましては改正した箇所のみ資料をもとに説明をさせていただきます。

まず、支給対象者の変更、第2条関係でございます。変更箇所につきましては太字となっております。市内の学校を、市内の公立学校に変更いたしました。変更理由でございますが、就学援助費制度は各市町村の要綱等により実施されており、区市町村によっては私立学校に在学している児童生徒を対象外としているところもあります。このようなことから当市の私立の学校に在学している児童生徒の保護者から当市への申請が見受けられるよ

うになったことから支給対象者を制限する必要が生じたためでございます。

次に、申請の変更、第4条関係でございます。就学援助費申請兼認定台帳を、就学援助費支給申請書に変更するものです。様式を申請書のみに変更するものでございます。

次に、支給項目の変更、第6条関係でございます。第6条の第2項といたしまして、前項の規定に関わらず、認定者が他の区市町村から支給を受けることができる項目については、支給をしない旨を追加したものでございます。変更理由でございますが、支給対象者のうち区域外通学等で市内の公立学校に在学する児童生徒の保護者で、住所地から受給することができる項目については支給しないことを明確にするためでございます。

次に、支給方法の変更、第8条関係でございます。第8条第2項といたしまして、前項の規定にかかわらず、給食費については、認定者が支払うべき学校給食費に未納がある場合には、当該認定者の同意を得て、当該学校給食費に充当することができるものとするを追加するものでございます。変更理由でございますが、学校給食費として支給しているにも関わらず、滞納が増えていることから当該認定者の同意に基づきまして就学援助費を充当することができるようにするためでございます。このことにより、給食費の滞納整理の推進及び事務簡素化にも繋がるというものでございます。

最後でございます。支給時期の変更、第9条関係でございます。就学援助費につきましては支給時期が9月、1月、3月となっております。ただし書きとしまして、修学旅行費と医療費は教育委員会が別に定めた日となっております。このただし書きに新入学児童生徒学用品費等を追加したものでございます。変更理由につきましては、新入学児童生徒の学用品費等は、いわゆる入学準備金で、入学時に必要となる費用ですので、可能な範囲で支給時期を早めるものでございます。

以上で改正の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。質問はいかがでしょう。

私から2点よろしいでしょうか。

最初のページの1の(2)、私立学校の生徒に対する支給の制限ですが、現に私立学校に在学している児童及び生徒の保護者から本市への申請が見受けられるようになったとありますが、この背景にはどんなことがあったのでしょうか。

それともう一つは、裏面の4、支給方法の変更の第2項に当該認定者の同意を得て充当するとなっておりますが、同意を得るということは、これは要件にならざるを得ないのでしょうか。

以上です。

教育総務課長（小林賢司君）

まず1点目でございますが、たまたま今2件該当がありまして、瑞穂にお住まいの方と八王子にお住まいの方で、菅生中学校に通われている方に支給をしておりました。ただ、他市を調べてみて、やはり就学援助費というのはお住まいになっているところで支給をするというのが原則でございますので、本市でもその点を見直ししました。

もう一点の給食費の関係ですが、前々から就学援助については、本来口座に振込みをするのですが、給食費が未納の場合には役所へ来ていただいて、そこで学校給食課と教育総

務課の両方の職員が立ち会いまして就学援助費を現金支給して、そこから給食費を支払っていました。事務的にも大変なこともありまして、今回申請する際に、申請書に一筆を書いていただくと、滞納した場合には給食費に充当することができる。そうすることによって現金支給がなくなり、給食費の滞納もその分減ってくるということで今回の改正をするものでございます。

委員長（山城清邦君）

一般的に、私立学校に行く方が就学援助費を申請することに疑問を感じると思います。何か背景があったのでしょうか。

教育総務課長（小林賢司君）

背景といいますか、過去にあった理由としては、ご両親健在で、私立の学校へ行ったんですが、在学中にお父さんが亡くなったので支給を受けたいというケースがありました。今回該当している2件の方の背景はちょっとわからないんですが、そういったこともあるのかなと思っております。

委員長（山城清邦君）

生活の急変があったんじゃないかということですね。

2点目の質問については、申請書に同意事項が入っていて、同意してもらわないと要件が満たされず、申請書が作成できないということなのですか。

教育総務課長（小林賢司君）

同意書を書く欄がありますので、説明をして、書いていただくことになるかと思います。

委員長（山城清邦君）

やはり同意が必要なんですか。

教育総務課長（小林賢司君）

本来給食費は、就学援助費を支給する前に保護者の方に立てかえて払ってもらい、その後支給するという形になっているんですが、なかなかそうしていただけない世帯が多いので、4月からは申請時に同意していただくと。年3回就学援助費を支給し、給食センターと教育総務課の職員の四、五人ずつで手続きしますので事務量も多くなります。一筆書いていただくことによって給食費の滞納整理にもなるのかなと考えております。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

第9条の関係ですが、就学援助費の中で修学旅行や移動教室は、時期によっては学校のほうで年度末に精算するか、行事が終った月で精算できれば事務上も非常に学校は楽になるかと思います。この改正は、9月に修学旅行があった場合、9月の下旬頃に就学旅行の援助費を出していただけるということなのでしょう。

教育総務課長（小林賢司君）

今までも修学旅行費などは別に定めて、なるべく早目に出すように考えていました。なかなか事務量も多いですが、極力早目に、丹治委員がおっしゃるようになっていけたらなと思っています。今回の改正につきましては新入学児童生徒学用品費等についても当然4月に必要なお金になりますので、9月よりも早目に、できるだけ早目に支給したいと考えて

います。

委員（丹治 充君）

そのようにしていただけたらと思います。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問はありますか。よろしいですか。

今、支給対象は何%ぐらいでしたでしょうか。

教育部長（鈴木恵子君）

小学校については14%台、中学校については17%台になります。

委員長（山城清邦君）

世帯数ではなく生徒数のですか。

教育部長（鈴木恵子君）

生徒数のです。

委員長（山城清邦君）

やはり年々増えてきているのでしょうか。

教育部長（鈴木恵子君）

微増ですが、増加をしております。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

関連してなんですが、給食費の未納というのは何パーセントくらいあるんですか。

学校給食課長（木下義彦君）

就学援助費の該当者で給食費の未納が約1,050件ございます。そのうちの約120件が現金支給の対象の方になります。その方が今回の要綱改正で納めていただけるようになるかと思えます。

委員長（山城清邦君）

鈴木部長。

教育部長（鈴木恵子君）

補足させていただきます。24年度の収納率が現年度分で99%ですので、1%の方が最終的に未納になっているということです。

委員長職務代理人（田野倉美保君）

未納の場合は、次の年に繰り越して前の分を支払わず、そのまま未納で、また次の年を迎えるということなんでしょうか。

委員長（山城清邦君）

木下課長。

学校給食課長（木下義彦君）

滞納になりますと5年間追いかけてさせていただきます。5年間のうちにはほぼ納付をしていただいています。5年間に過ぎても納めない場合には不納欠損の手続きをとらせていただきます。1件、2件程度で、他市へ転出して行き先が不明で追えないといったことでない限りはございません。

委員長（山城清邦君）

他に質問はありませんか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、日程第6 報告事項（1）あきる野市就学援助費支給要綱の一部改正については、報告として承りました。

それでは次に、報告事項の（2）平成25年度「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について、報告者は説明をお願いいたします。

梶井指導主事。

指導主事（梶井ひとみ君）

それでは、平成25年度児童・生徒の学力向上を図るための調査についてでございます。

まず、調査の概要について、1、主な目的ですが、（1）、児童生徒一人一人の「学習指導要領に示されている目標及び内容」及び「読み解く力」の定着状況を把握する。

（2）、各学校は、教育課程や指導方法等にかかわる自校の課題を明確にし、その改善・充実を図るとともに、児童生徒一人一人の学力の定着と伸長を図るということでございます。

2、実施日につきましては、平成25年7月4日木曜日です。

3、調査対象は、都内公立小学校第5学年、都内公立中学校第2学年。あきる野市では、第5学年750名、第2学年722名が対象でございます。

4、調査内容。主な調査内容は大きく分けて2点ございます。学力調査と意識調査で、学力調査につきましては、小学校が4教科、国語、社会、算数、理科、中学校は5教科、国語、社会、数学、理科、英語でございます。意識調査につきましては、学習意欲、学習方法、生活習慣等、また学校に対して指導方法や教育条件の整備等についての質問でございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。調査の結果の概要と考察について。

1、調査結果の概要についてです。まず、（1）としまして、下位層の割合について示させていただきます。下位層とは、東京都の平均正答率マイナス5%未満にいる児童生徒を示しております。少しわかりにくいので、2枚おめくりいただきまして、4ページ目の調査の結果についてのグラフをご覧ください。1としまして、小学校の結果、国語でございますが、あきる野市は棒グラフ、東京都が折れ線グラフで教科ごとの調査問題の正答者数の割合を示したものでございます。国語につきましては、全問正解が21問ということで、その正解者の割合をあきる野市と東京都でそれぞれ示しているものでございます。こちらの国語でいいますと、大体13問から14問の間に線を引き、それよりも下、ゼロ問から13問程度のところに位置している割合を下位層と見ていただければいいかなと思います。国語について大体13問から14問の間でございますが、社会については15問と16問の間、算数については、20問と21問の間、理科につきましては13問と14問の間というところでございます。中学校につきましては、国語が15問と16問の間、社会が12問と13問の間、数学が11問と12問の間、理科が同じく11問と12問の間

間、英語が13問と14問の間でございます。大体この線よりも下の層を下位層と見ていただければと思います。

それでは、2ページに戻ります。小学校につきましては、全ての教科において、都と比較すると10ポイント以上この下位層の割合が高く、特に国語、算数については15ポイント以上高くなっており、学力の定着に課題があります。

中学校につきましては、全ての教科において、都と比較すると5ポイント以上高く、特に国語については15ポイント近く高くなっており、学力の定着に課題があると考えております。

2の学習に関する意識につきましては、こちらは6、7ページに出ております。小学校で授業は楽しいですかという質問に対して、楽しい、少し楽しい、余り楽しくない、楽しくないといったような回答で、下から見ますと、国語の市、そして国語の都というふうに並んでおります。こちらを見ていただきますと、小学校は都と比較すると国語及び算数は「楽しい・少し楽しい」と回答した割合は高く、全ての教科の中で見ますと理科が「楽しい・少し楽しい」と回答した割合が高くなっております。

また、具体的に楽しい、わかるといった授業はどういった要因かという質問に対しては、全ての教科において都と比較すると、「お互いに意見を出し合ったり、学び合ったりする」「自分で考え、考えたことを発表する」を選択した児童の割合は低く、「わからないときには先生に聞くから」を選択した児童の割合が高くなっております。ほとんどの教科において「先生の教え方が丁寧だから」「わからないときには学校の先生に聞くから」を選択した児童が増加しております。また、各教科においては平成24年度と比較すると、特に教科の特性に関する要因を選択した児童が増加しております。例えば国語でいうと、読書が好きだから、社会では世の中の出来事を知ることが好きだから、算数ではコースに分かれた少人数の学習があるから、算数の問題にはいろいろな解き方があるから、理科では自分で予想し、それを確かめる授業が多いから、観察したり、実験したりする授業が多いからといったような内容です。

中学校につきましても同様に見てみますと、都と比較すると社会、数学、英語が「楽しい・少し楽しい」「よくわかる・どちらかと言えばわかる」と回答した割合が高いです。また、全ての教科の中では英語が「楽しい・少し楽しい」と回答した割合が一番高いです。また、全ての教科において平成24年度と比較すると、「自分で考え、考えたことを発表する」を選択した生徒の割合が10ポイント以上増加しており、都と比較してもこちらは3ポイント以上増加しております。また、全ての教科において「先生の教え方が丁寧だから」を選択した生徒も増加しております。各教科の特性に関する要因を選択した生徒も小学校と同様に国語、社会、数学、理科、英語ともに同じような理由で増加しております。

それでは、3ページをご覧ください。3、家庭学習の時間についてです。小中学校ともに平成24年度と比較すると、「学習している」と回答した児童生徒の割合が増加しております。2としましては、一方で都と比較すると「30分以上学習している」と回答した児童生徒の割合はまだ低い状況です。

調査結果の考察につきまして、まず1点目として、授業改善のための視点ということで書かせていただいております。平成24年度と同様に東京都は、「小中学校ともに「授業が

楽しい・わかる」と感じている児童生徒ほど平均正答率が高いという本調査の結果から、「学習への関心や意欲の高まりが基礎的・基本的な知識・技能の習得や思考力・判断力・表現力等の育成に密接に関係している」と報告しております。

また、「児童生徒の興味・関心を喚起し、学習意欲や学習態度を育む指導の工夫として、『お互いに意見を出し合ったり、学び合ったりする』、『自分で考え、考えたことを発表する』、『実際に体験する』などの視点から授業改善を図ることが大切である」と報告しています。

本市では、小中学校ともに都と比較すると「授業が楽しい・わかる」を選択している割合が高い傾向にありますが、平均正答率と結びついてはおりません。改めて「学力向上につながる楽しい授業・わかる授業」について考える必要があります。

小学校においては、平成24年度と比較すると「先生の教え方が丁寧だから」を選択した児童の割合が増加していることから、先生が一人一人の実態を把握し、丁寧に指導していることがうかがえます。

しかし、都と比較すると、平成24年度と同様に、「わかる授業」の要因として、「わからないときは学校の先生に聞くから」を選択した児童の割合が高く、「お互いに意見を出し合ったり、学び合ったりする」「自分で考え、考えたことを発表する」などを選択した児童の割合は低いです。このことから児童自身が授業に対して主体的に取り組んでいるという意識が低いと思われれます。

各学校は、児童生徒の学習への関心、意欲を高め、確かな学力の向上を図るための指導の工夫について「お互いに意見を出し合ったり、学び合ったりする」「自分で考え、考えたことを発表する」「実際に体験する」などの視点からより一層の授業の見直しを図り、「楽しい授業」「わかる授業」を行う必要があると思われれます。

中学校においては、平成24年度と比較すると、「わかる授業」の要因として、特に、「お互いに意見を出し合ったり、学び合ったりする」「自分で考え、考えたことを発表する」を選択した生徒の割合は増加しており、一定の授業改善が図られていることがうかがえます。

②としまして、本市は平成24年度同様小中学校ともに、学力の定着状況には課題があり、都と比較すると下位層の割合が高い状態です。特に国語と算数・数学については下位層の割合が高くなっております。

また、設問ごとの正答率の結果を見ますと、こちらも都と比較して小中学校ともに漢字の読み書きや計算など、「知識・理解・技能」において差が見られます。

平成26年度は、全校で「補充的な学習の時間」を活用し、漢字や計算に取り組むとともに、学力向上推進委員会において、市の実態に即した独自のドリルを作成し、各学校において基礎・基本の定着を図っていくこととしております。

2としまして、学校と家庭との連携を図った指導の充実です。都は、平成24年度と同様に、本調査の結果として、「家庭での学習習慣が身につけている児童生徒ほど平均正答率が高い傾向がある」と報告しており、家庭学習の習慣が学力の定着状況と関係していると言えます。

本市では、平成24年度と比較すると、家庭学習の時間は増加しているものの、都と比較するとまだ短い傾向にあります。

各学校は、小中一貫教育の視点を踏まえ、日々の授業との関連を十分考慮した宿題等の課題を与え、家庭での学習時間を30分以上確保すること、テレビやゲームの利用の仕方等についてルールを決めることなど、児童一人一人が基本的な生活習慣や学習習慣を確立できるように、保護者との連携を一層推進することが必要だと言えます。

以上で私からの報告とさせていただきます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

なかなか厳しい内容が報告されましたが、この報告について何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

調査結果について質問なんですが、2ページの調査結果の概要についてというところを見ると、小学校では都と比較すると10ポイント以上、中学校では5ポイント以上高くなるということで、都と差が狭まったような印象を受けます。東京都の中学校というのは、私立に進学された方を除いた、公立中学校のみということですよ。あきる野市では私立中学に行かれる方というのはそれほど多くないと思います。都内のほうですと約半分が私立中学に行ってしまうところもあると思うので、この結果から中学校になると学力の差が狭まったとは言えないのではないかと、私個人的には考えるんですが、その辺はいかがでしょう。

委員長（山城清邦君）

梶井主事。

指導主事（梶井ひとみ君）

確かに単純に小学校と中学校でという形で都と比較するのはなかなか難しいと思います。やはり小学校ではこういった実態、中学校ではこういった実態という形で捉えていく必要があるかなと考えております。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

考察のところで書いてくださっていますが、学校訪問に行っても、各学校の先生方がすごく一生懸命授業の方法ですとか、どうやったら子供たちが授業をわかるかとか、すごく工夫して頑張っているのを感じます。それを受けて児童・生徒の「学校の授業は楽しい」という回答がすごく高いのだと思います。ただ、それが学力と結びついていないというのは、授業はわかるけど、家に帰るとわからなくなるっていう生徒が多分多いのだと思います。来年度、朝の補充学習の時間を各学校とっていただいて、基礎、基本の定着を全市的にやっていただくということで、非常に期待が持てるなと思っております。もう一つ、家庭学習も毎日30分以上確保するという、それを本当に各学校、小学校の小さいうちから、学年掛ける10分というように、1年生10分、2年生20分という形で積み上げていって、6年生で約1時間勉強するのが定着すれば、学力というのも向上してくるんじゃないかと期待しております。

以上です。

委員長（山城清邦君）

千葉課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

今ご指摘いただいたように、授業のときはわかるんだけど、少したつと忘れてしまうと。来年度から実施するんですが、全学年で身につける力が本当に定着しているのかというところにポイントを置いた補足的な学習の時間にしたいと思っております。

それから、先ほどの中学校に上がると私立に流れてしまうというお話がありました。梶井指導主事が申し上げたように小学校は小学校、中学校は中学校で個別に見る必要があるとは思いますが、都との比較ですので、小学校よりも中学校のほうが狭まっているというデータは、やはり小学校のほうがもう少し頑張らなきゃいけないといったことが見てとれるのかなと感じます。

委員長（山城清邦君）

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

調査結果の考察についての3ページ一番下の、市の実態に即した独自のドリルを作成というのは、市が作成して、それを学校に配付して、各教科の担任がそれを使用するという形態でよろしいのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

梶井主事。

指導主事（梶井ひとみ君）

こちらにつきましては平成26年度学力向上推進委員会の中で、国語と算数、数学につきまして、特に市の実態に応じた苦手なところを強化するよう基礎、基本の定着を図るといったようなことを目指したドリルの作成をいたします。その中で各学校一人一人の実態に応じて、プリントを活用していただくことになっております。

学力向上推進委員会というのは、市の小中学校の先生にそれぞれ代表で出ていただき、教育委員会と先生方でドリルを作成するものでございます。

委員長（山城清邦君）

新村部長。

指導担当部長（新村紀昭君）

補足をさせていただくと、先生方につくっていただくことで、より自分の目の前の子供たちにどんな課題があつて、わからないことをわかるようにさせるためにはどういう問題をつくって、どういうことを教えていくことが大事なのかということを自分自身で体験しながら考えることになるわけです。そういうことを考えていただくことがまず大事なことで、教育委員会主導ではその実態に合っていきませんので、先生方自身にはご苦労かけることにはなりますが、それは決して無駄な時間にはなりません。機械的につくるのではなくて、何が必要かということを考えてもらうということが、授業改善の一つの視点にもなって、先生方の指導力の向上にも結びつくと考えられると思います。

以上です。

教育長（宮林 徹君）

どうしても当事者意識を持つことが難しいところがあって、学力が低いというのはわかっているんだけど、そういうふうに低いのは先生がそうさせているんだらうとは誰も言わないからね。でも、実は先生なんだよね。そういうことを思ったときに、今のような取り組みはとても、先生も入っている委員会ですから、これは期待できるなと思います。

それからもう一つ、やはり学力だけじゃなくて、家庭教育の問題は今本当に市を挙げて私たち関係者はいろんなところで言っていけないといけないと思うんですね。先日、青少年問題協議会があって、それぞれの代表の人が来ているときに、警察の人もいろんなことを、来て言ってたけど、要は今本当に家庭を見直さないと毒されちゃっている家庭が多いと。私はこれ、家庭学習なんていうのも相当意図的にやらないと、例えば家庭学習ノートなんていうのを全員に持たせて、毎日何時間勉強したか、何を勉強したかっていうノートを翌日持ってこさせて、先生がめくら判でも何でもいいから押して返していくとか。そういうことをやっていかないと、口で幾ら言ってもだめだね。そのくらい家庭での、家へ帰ったら必ず今日一日学んだことの復習を何か1科目やるとか、30分間とか、1時間とか。そういうことで追い込んでいかないと、家に帰ってからゆっくり机に向かってなんていうのではないと思うんです。それとセットでやっていかないと、家庭教育そのものがもう崩壊しちゃっているんだもの。

委員長（山城清邦君）

現に市内でも学校間によって、都との比較では数値がかなり違っている傾向もありますよね。いろんな要因があると思うんですが、おっしゃるように、スマホのことを盛んに警察の方が言っていましたね。特に最近親が考えている以上にそれはひどい実態があるんじゃないかということをおっしゃっていました。そういう問題と、それからやはり、例えば計算能力だとか、肝心の読み書きの能力だとか、勉強する上で基礎的な段階でつまづいているというのは、逆に言うと子供たちもかわいそうかなという気がします。独自のドリルを作成することによって、まずその辺の基礎的なところを克服する。わからなかったら先生に聞くからいいんだという傾向が強いようですが、それを授業方法を改善し、意見を出し合い、考え、発表し、という活動を子供たちが取り組めるような授業に改善していくという、2段階といいたいでしょうか、そういったものが必要なのかなという感じがしております。ひとまず実態に即したドリルをやってみて、子供たちが授業をわかる上で、あるいは文章を書いたりする上で、あるいは算数、数学をする上で基礎的な能力というのをまずつけさせてあげてをまずは取り組んでいただいて、なおかつその上で授業改善していただけたらうれしいなと私は感じます。

丹治委員、何かありますか。

委員（丹治 充君）

先ほど教育長もお話になっていましたが、基本的な生活習慣ができていない家庭の子供はやはり学力にも反映してくると思います。そういった点で今回の調査の中では山城委員がお話しされたように場合によっては、落ち着きが見られないような学校であれば、恐らくそれを反映した成績ではないかと。過去にもそういう事例はたくさんあります。その辺を市全体の中で考えていかななくてはならないし、いよいよ小中一貫が始まりますから、共

通の年間指導計画も恐らくつくられるでしょう。今回の調査は総体的な学習を積み上げてきた確認ですが、各学校でやるテスト等については小中一貫のことも鑑みて、ぜひ分野ごと、単元ごとにテストをやってみたらいかがでしょうか。そこで確認することがやはり必要になってくるのではないかと思います。そういう点では恐らく今までも指導室のほうからも指導いただいていると思いますが、現場でも小中一緒に問題を作成するのは非常に少ないと思います。やはりその辺の支援をしていかなければならないのかなと思います。

最終的には家庭教育も大事になります。うちはうち、よそはよそ、ではなく、子供の指導については学校の教育目標があるわけですから、家庭の中にもそれを浸透させていくようなお話を各学校でもしていくべきだろうと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

千葉課長。

指導担当課長（千葉貴樹君）

ご指摘いただきましたように小中一貫教育が始まりますので、中学校においては重点教科を絞って、例えば国語であれば説明的な文章に合ったワークシートをつくる、そういった取り組みをしている中学校もございます。

それから、特に中学校は家庭学習をしっかりやらなくてはいけないということで、マニュアルや家庭学習ノートを中学校区内で、小中で一緒につくっていくという取組も出てきておりますし、今後その辺から充実されていくのかなと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

では、本件は報告として承りました。

重い課題だと思いますけれども、ぜひよろしく願いいたします。

それでは次に、報告事項（3）あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会設置要綱の廃止について、報告者は説明をお願いいたします。

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

報告事項（3）あきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会設置要綱の廃止についてでございます。

最初に、経過報告をさせていただきます。昨年8月にスポーツ推進計画が策定されました。また、2月の教育委員会で審議いただき、3月議会にも上程したスポーツ推進審議会条例が定められることになり、推進体制も整ってまいりました。このことに伴いましてあきる野市スポーツ推進計画市民検討委員会設置要綱を廃止するものでございます。

廃止日は通達日でございます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ご質問ございますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

では、本件は報告として承りました。ご苦労さまでした。

それでは次に参ります。報告事項（４）あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱及びあきる野市社会教育関係団体登録要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いいたします。

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱及びあきる野市社会教育関係団体登録要綱の一部改正についてでございます。この関係につきましてもスポーツ推進審議会条例制定に伴いまして２つの要綱の一部改正を行うものでございます。

第１条、あきる野市社会教育関係団体補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

第４条中「社会教育委員の意見を聞いて」を「あきる野市社会教育委員の会議又はあきる野市スポーツ推進審議会の意見を聴いて」に改める。

第２条、あきる野市社会教育関係団体登録要綱の一部改正につきましては、第４条第１項及び第６条中「あきる野市社会教育委員の会議」の次に「又はあきる野市スポーツ推進審議会」を加える。

附則として、この要綱は、平成２６年４月１日から施行するものでございます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問はよろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

質問がないようですので、本件は報告として承りました。

続きまして、報告事項（５）五日市ファインプラザの休館日の変更について、報告者は説明をお願いします。

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

五日市ファンプラザの休館日の変更についてでございます。

五日市ファインプラザの指定管理者から提案のあった休館日の変更について、市民サービスの拡大となることから承認をし、次のとおり休館日を変更するものでございます。

休館日、毎月第１、第３水曜日。現行は毎週水曜日が休館日となっております。

年末年始、１２月２８日から１月３日まで。現行は１月４日までの休館でございます。

実施日は、平成２６年４月１日からでございます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

開館日を増やすということですね。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

はい。

委員長（山城清邦君）

ご質問よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告に移ります。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

それでは、私から。

いつものように活動報告に書いてありますが、その中から1つ、2つお話しします。

2月25日の特別支援教育検討委員会という会議があります。これは特別支援教育を推進するところのものになる大きな会ですが、そこで年に2回ほど会議が開かれます。平成16年からずっと続けてきて、さまざまな取り組みをしている中で、講師の先生からこれから課題としては幼稚園、保育園とのかかわりの中で小中学校をつなげていくという、これが大切なことなんじゃないかという話がありました。現に幼稚園、保育園にも臨床心理士が巡回相談員に行っていていますが、その幼保、小学校就学前の特別支援教育、養育、保育というのか、そこも手がけていくことによって相当効果的な特別支援教育が進められるんじゃないかという1つの提案がありました。これをぜひ今後やっていくことにしようじゃないかと。私はそんなふうに思っています。したがって、今度は幼稚園や保育園の先生方も特別支援教育検討委員会のようなものをそれぞれの園でつくってもらって、幼稚園や保育園の先生方だけが集まった特別支援教育の問題をどうするかという勉強会もしていただく。そのときに臨床心理士が行って話をしてつなげていくことができればいいなと私は思っているところです。園長先生もかかわっているわけですから、ぜひそのときによりしくお願いしたいと思います。

委員長（山城清邦君）

恐らく幼保のほうからも要望があると思います。

教育長（宮林 徹君）

自分たちの問題として幼稚園、保育園が特別支援養育をしていくところまで仕掛けていけば私もいいなと思っております。

それから、3月10日ですが、初任者研修会の閉講式がありました。本年度初任者は18人でしたが、1年間の研修が終わって、最後に閉講式をやりました。やはり1年勉強するととってもたくましくなって、1年間の感想を1分ずつみんなで話したんだけど、とっても立派に1年間の研修ができた先生方だなと思いました。その間指導してくださった教職員研修センターの先生方をはじめ各学校の先生方、それから教育委員会の指導主事の先生方に本当に感謝して、1年間終わってよかったなと思います。今年の4月に入って

くる先生との、この1年間の差というのは物すごく大きいなと思いました。

それから、先ほど少しお話しましたが3月18日に青少年問題協議会がありました。委員長にも出席していただき、スマホやメディア漬けになって、子供が壊れ出しちゃっているという話を、警察からも具体的な例を挙げて報告を受けました。大変なことになっているってことです。このまま放っておいたら学力低下という問題じゃなく、子供たちの生活の根底が覆されてしまう状況があるわけで、相当気をつけないといけないなと思ったときに、だから家庭をどうするのかっていう話を私もさせてくださいました。これは大きな問題にもう既になっていると思います。

それから、20日と24日、中学校と小学校の卒業式がありました。私は西中と草花小へ行きましたが、大変立派な卒業式でした。委員の方はそれぞれの学校に行かれて思い思いの感想があるかと思いますが、ぜひ聞かせていただきたいなと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

3月10日にある自主研修会というのは、どういうものなのですか。

教育長（宮林 徹君）

管理職になろうとしている先生方、副校長や指導主事や校長になろうと思っている先生方が集まって、1年間勉強するんです。論文の書き方を教わったりするという勉強会です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

宮田委員、初めて卒業式に出席されていかがでしたか。

委員（宮田正彦君）

大変すばらしくて、子供の生きる力をすごく肌感じて涙腺が思わず緩みました。中学校にも行かせていただいて、やはり先生が力を入れてやったおかげというところが、いい意味で見えて身が引き締まる思いでした。ああいう先生方の指導もある程度社会へ巣立っていく上では必要だと思いますので、やはりその辺の中心になる主幹教諭の方の力は大きいのかなと切に感じました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ほかの委員さん、卒業式も含めてこの1カ月の感想ありましたらどうぞ。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私は、御堂中と屋城小の卒業式に行って参りました。御堂中の生徒たちも十分に指導が行われ、大変落ちついた様子で式に参列していました。また、環境副大臣の井上信治先生が屋城小学校にお見えになりました。壇上でご挨拶いただけたらよかったです。時間がなく、紹介だけにとどまっていましたが、屋城小1校ということではなくて、ぜひ機会がありましたら他の小中の卒、入学式にもいらして下さいというお話はさせていただきます。屋城小学校の子供たちも非常に一生懸命やっていました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

私も中学校は秋多中の卒業式に参列させていただきました。秋多中は199名と人数がすごく多かったです。最初に校長先生からちょっと元気のいい子たちがいるので、もしかしたら式の途中何かあるかもしれませんというお話があったんですが、そういった子たちもしっかりと卒業証書を受け取って、儀式の際のきちんとした立ち居振る舞いできていたのでとても良かったと思います。私がすごく感動したのは、卒業生の決意表明の言葉があって、女子生徒と男子生徒と2人出てお話ししてくださったんですが、その中で「自分たちの学年はずっと荒れた学年と言われて、周りに迷惑をかけて、もしかしたら周りの人は早く卒業してくれてせいせいするって思っているかもしれないけど、自分たちはこんなことじゃ嫌だ、自分たちで何とかしたいんだっていう思いをずっと心の中に持ち続けてきて、それがようやく合唱コンクールで実を結んで、すばらしい合唱コンクールになり、この卒業式も立派に行うことができた。私たちは約束します。今後あきる野市、日本のために立派な大人になることを」と言っていて、すごく感動しました。男の子たちも男泣きというか、涙を流している姿を見て、やはり心の中はまだまだ素直な子たちだな。こういう卒業式って本当に一つの節目としてすごくいい儀式だなと思いました。

小学校は小学校で、「中学生になったら部活を頑張ります」など、一人一人自分の決意表明をみんなの前で、すごく大きな声で頑張っていて、ちゃんと角を曲がる時もしっかり90度に曲がるようにというのを何度も練習したような姿が見えてすごくほほ笑ましく感じました。本当に立派な中学生になっていただきたいと思いました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

私は、東中と一の谷小の卒業式へ行ってきました。東中も180名という大変多い卒業生徒数だったんですが、なかなかきちんとした立派な卒業式だったと思います。

それから、一の谷小学校は市内では一番小さな学校になってしまいましたが、普通学級1クラスと特別支援学級の児童4人の1クラス、計2クラスの卒業式でした。どこの学校も最近はそうなのでしょうが、やはり今もお話がありましたように曲がる場所、それから次の呼名があるまでどこで待つとか、そういったこともきちんと流れができて練習できているようでした。1つ印象的だったのは、卒業生が自分の席から立って、直角に曲がって壇上に行くんですが、その途中で、真っすぐ歩いてくるとちょうど私が正面にいます。じっと子供の目を見ていたら、大体6割から7割の子がじっと私を見返して、きちんと目線が合って進んできて、私の前でお辞儀して行きました。式典後に校長先生に目を見るようにと言ったんですかって聞きましたら、特におっしゃってないようでしたので、もしかすると現場の先生が一礼するときにはお客さんの目を見るんだよって言ったんじゃないかなと思うんです。あれはとってもよかったです。子供の目を見るとその子、生きている一人の人間の力というようなものを感じるので、私はとてもよかったです。

それから、先ほど教育長もおっしゃったように青少年問題協議会に初めて出させていた

できました。福生警察、五日市警察の方々からのお話もありました。それともう一つ、この報告書をつくっていただいたのは何の委員会だったのでしょうか。

教育長（宮林 徹君）

青少年委員ですね。子供の居場所についての報告書でしたね。

委員長（山城清邦君）

報告書を見てみますと、意外と家にいる時間は多かったですよね。ところが、家にはいるけれどもスマホをしていると。

家にいても世界とつながるわけですから、家にいるから安心ではなくて、かえってその足元に怖い世界が広がっているという。あの報告書なかなか力作でしたね。たくさんのアンケートをとってまとめたものを示していただいたんですが、とても勉強にもなりまして、怖いなと思ったのが実感でございました。

他にないようですので、教育委員報告を終了いたします。

それでは最後に事務局から今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

3月31日月曜日でございますが、退職教職員辞令伝達式を開催いたします。午後2時30分からは退職教職員、午後3時30分からは退職校長となります。ともに市役所5階503会議室となります。

4月1日火曜日でございますが、午後2時30分からは教職員辞令伝達式、午後3時30分からは新規採用教職員辞令伝達式をともに市役所5階503会議室で開催をいたします。

4月7日月曜日は小学校入学式、4月8日火曜日は中学校の入学式となります。詳細につきましては後日ご案内をさせていただきます。

4月10日木曜日でございますが、東京都市教育長会教育施策連絡会が午後1時30分から開催をされますので、市役所を午前11時に出発をしたいと考えております。現地で昼食を済ませたいと思っております。

最後に、次回4月定例会でございますが、4月24日木曜日午後2時から505会議室で開催をいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

それでは、以上をもちましてあきる野市教育委員会3月定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

閉会宣言 午後4時07分